

## 令和7年度 特別強化選手支援事業対象経費

目的：本県の優秀な選手を特別強化選手として指定し、遠征費や選手強化活動に要する経費を補助する。

補助対象経費：旅費（宿泊費・交通費）・報償費・需用費・使用料及び賃借料とする。

費目	支出基準（補助金限度額）	証拠書類の整理・注意事項
旅費	<p>【宿泊費】※金額は税込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1泊2食：12,500円以内</li> <li>○1泊朝食：11,000円以内</li> <li>○素泊り：10,000円以内</li> <li>※朝食1,000円 夕食1,500円以内</li> </ul> <p>【交通費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通費実費</li> <li>○ガソリン代、有料道路通行料、駐車場代、パック旅行代金</li> <li>※各競技大会、海外遠征等に係る旅費も可（海外遠征等は、事前に県スポーツ協会に相談すること）</li> </ul>	<p>【宿泊費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○領収書は、宿泊先又は業者が発行する領収書で、宿泊日・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること。また、内訳の無い場合は明細書を添付すること。</li> </ul> <p>【交通費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○領収書は、業者が発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細書を添付すること。</li> <li>○ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする（量記載の領収書又はレシート添付）※ガソリン代領収書又はレシートを貼った余白に利用者名を記入すること。</li> <li>○高速道路通行料金は現金又は、ETCの使用を可能とする。領収書に代えてETC利用証明書を添付することができる。（高速道路領収書を貼った台紙の余白に、利用区間及び利用者名を記入すること）</li> <li>○交通系ICカード・モバイルを利用した場合は、日付・利用区間・金額が明記されたものを添付すること。</li> </ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1回の報償費の上限は、50,000円以内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報償費の領収書には、ただし書きとして「報償費として」を記入すること。</li> <li>注)領収金額に源泉所得税 10.21%を含む場合は、領収書の但し書きに「源泉所得税 10.21%を含む」を記入する。</li> <li>○住所、氏名は自筆とすること。</li> </ul>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○競技用具に係る経費については20,000円を上限として補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○購入先業者の発行する領収書又はレシートを添付する。</li> <li>※品名・単価・数量等の詳細を明記すること。</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場借上げ料（電気・空調料含む）</li> <li>○レンタカー代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用した会場・施設が発行する明細書、領収書を添付すること。明細書がない場合は、内容が分かる資料を添付する。</li> <li>○レンタカーの使用は、事前に県スポーツ協会に相談すること。</li> </ul>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)各競技大会・研修会への参加料は対象外とする。</li> <li>2)各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本を提出すること。（感熱紙の領収書はコピーしたものも添付すること。）また、競技団体は、提出する書類（中間報告、事業実績報告書）の控えを必ず保存（事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間）しなければならない。</li> <li>3)提出する領収書等証拠書類の宛名は、<u>特別強化選手名</u>を記入すること。</li> <li>4)領収書の原本に加筆することは不可とする。</li> <li>5)強化費出納帳（参考資料）を作成し、現金の管理をすること。</li> </ol>	